

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第 1 趣旨 農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（<u>令和 7 年 4 月 11 日</u>農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。 第 2 対象事業及び実施時期 1 再評価 （1）事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 7 条第 1 項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の<u>別表 2 の 1 の（1）のイ</u>並びに 2 の（1）のイ及び（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。 ア～ウ （略） （2）（略） （3）（1）のほか、<u>自然災害等</u>の発生、社会経済情勢の変化、<u>事業の変更計画の検討</u>等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。	第 1 趣旨 農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（<u>令和 2 年 3 月 31 日</u>農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。 第 2 対象事業及び実施時期 1 再評価 （1）事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 7 条第 1 項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の<u>別表 2 の 1 の（1）のイ及び（2）のイ</u>並びに 2 の（1）のイ及び（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。 ア～ウ （略） （2）（略） （3）（1）のほか、<u>自然災害</u>の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

改 正 後	改 正 前
2 事後評価 (1) (略) (2) (1)のほか、<u>自然災害等</u>の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。 第3 (略) 第4 事業評価の実施 1 再評価 (1) 地方農政局長（北海道にあっては農林水産省畜産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「畜産局長等」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。 〔再評価地区別資料記載項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。） イ <u>農林水産業の</u>情勢、<u>農山漁村</u>の状況その他の社会経済情勢の変化 ウ 事業の進捗状況 エ 関連事業の進捗状況 オ <u>地元（受益者、地方公共団体等）の意向</u> カ <u>事業コスト縮減等の可能性</u> キ <u>代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）</u> ク その他 (2) ・ (3) (略)	2 事後評価 (1) (略) (2) (1)のほか、<u>自然災害</u>の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。 第3 (略) 第4 事業評価の実施 1 再評価 (1) 地方農政局長（北海道にあっては農林水産省畜産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「畜産局長等」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。 〔再評価地区別資料記載項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。） イ <u>農業</u>情勢、<u>農村</u>の状況その他の社会経済情勢の変化 ウ 事業の進捗状況 エ 関連事業の進捗状況 オ その他 (2) ・ (3) (略)

改 正 後	改 正 前
2 事後評価 (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、<u>事後評価地区別結果書（別紙様式3）の案</u>を取りまとめるものとする。 〔事後評価地区別結果書記載項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。） ウ 事業により整備された施設の管理状況 エ 事業実施による環境の変化 オ 社会経済情勢の変化 カ 今後の課題等 (2) 地方農政局長等は、<u>事後評価地区別結果書案</u>を事後評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。 (3) （略） 第5 （略） 第6 評価結果等の公表 1 畜産局長等は、基本計画<u>第6の2の(3)のイ</u>に基づき、原則として事業評価の実施年度の3月末日までに評価書を公表するものとする。 2 （略） 第7 評価手法の改善 評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため、<u>逐次</u>改善に努めるものとする。	2 事後評価 (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、<u>事後評価地区別結果書（別紙様式3）</u>を取りまとめるものとする。 〔事後評価地区別結果書記載項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。） ウ 事業により整備された施設の管理状況 エ 事業実施による環境の変化 オ 社会経済情勢の変化 カ 今後の課題等 (2) 地方農政局長等は、<u>事後評価地区別結果書</u>を事後評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。 (3) （略） 第5 （略） 第6 評価結果等の公表 1 畜産局長等は、基本計画<u>第5の3の(4)のイ</u>に基づき、原則として事業評価の実施年度の3月末日までに評価書を公表するものとする。 2 （略） 第7 評価手法の改善 評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため<u>逐次</u>改善に努めるものとする。

改 正 後	改 正 前
第 8 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力 事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。 その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。 なお、これら収集・把握した情報等について、事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。 第 9 （略）	第 8 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力 事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。 その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。 なお、これら収集・把握した情報等について事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。 第 9 （略）

改 正 後

(別紙様式 1)

農業農村整備事業等再評価地区別資料

局 名

都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業採択年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。） イ <u>農林水産業の情勢、農山漁村</u> の状況その他の社会経済情勢の変化 ウ 事業の進捗状況 エ 関連事業の進捗状況 <u>オ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向</u> <u>カ 事業コスト縮減等の可能性</u> <u>キ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）</u> <u>ク その他</u>			
事業主体の 事業実施方針			
事業主体の 予算要求方針			
第三者 の意見			
補助金 交付の方針			

改 正 前

(別紙様式 1)

農業農村整備事業等再評価地区別資料

局 名

都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業採択年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。） イ <u>農業</u> 情勢、 <u>農村</u> の状況その他の社会経済情勢の変化 ウ 事業の進捗状況 エ 関連事業の進捗状況 <u>オ その他</u>			
事業主体の 事業実施方針			
事業主体の 予算要求方針			
第三者 の意見			
補助金 交付の方針			

[illegible][illegible]

改 正 後	改 正 前
(注1)「項目」欄については、ア．費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）イ．<u>農林水産業</u>の情勢、<u>農山漁村</u>の状況その他の社会情勢の変化、ウ．事業の進捗状況、エ．関連事業の進捗状況、<u>オ．地元（受益者、地方公共団体等）の意向、カ．事業コスト削減等の可能性、キ．代替案の実現可能性、ク．その他</u>に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合は－を記入する。 (注2)「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等にあつては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。 (別紙様式3) (略)	(注1)「項目」欄については、ア．費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）イ．<u>農業</u>情勢、<u>農村</u>の状況その他の社会情勢の変化、ウ．事業の進捗状況、エ．関連事業の進捗状況に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合は－を記入する。 (注2)「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等にあつては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。 (別紙様式3) (略)

附 則

この通知は、令和7年7月30日から施行する。

農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成15年2月13日付け14農振第1906号
最終改正 令和7年7月30日付け7畜産第1016号
令和7年7月30日付け7農振第1143号

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和7年4月11日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価

（1）事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表2の1の（1）のイ並びに2の（1）のイ及び（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。

ア 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

イ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

ウ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと

（2）当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。

（3）（1）のほか、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

2 事後評価

（1）事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表2の1の（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものであって、総事業

費10億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

- (2) (1)のほか、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

第3 事業評価の実施手続

- 1 地方農政局（北海道にあっては畜産局又は農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。
なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。
- 2 畜産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

第4 事業評価の実施

1 再評価

- (1) 地方農政局長（北海道にあっては農林水産省畜産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「畜産局長等」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

〔再評価地区別資料記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- カ 事業コスト縮減等の可能性
- キ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）
- ク その他

- (2) 地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。

- (3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

2 事後評価

- (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）の案を取りまとめるものとする。

〔事後評価地区別結果書記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

- (2) 地方農政局長等は、事後評価地区別結果書案を事後評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。

- (3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

第5 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

第6 評価結果等の公表

- 1 畜産局長等は、基本計画第6の2の（3）のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の3月末日までに評価書を公表するものとする。
- 2 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

第7 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため、逐次、改善に努めるものとする。

第8 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について、事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

第9 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

(別紙様式 1)

農業農村整備事業等再評価地区別資料

局	名	
---	---	--

都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業採択年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。） イ 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化 ウ 事業の進捗状況 エ 関連事業の進捗状況 オ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向 カ 事業コスト縮減等の可能性 キ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。） ク その他			
事業主体の 事業実施方針			
事業主体の 予算要求方針			
第三者 の意見			
補助金 交付の方針			

（注 1）「事業主体の事業実施方針」欄は、事業主体が決定した当該地区の継続、事業内容の見直し、中止を記入する。

（注 2）「事業主体の予算要求方針」欄は、事業主体の事業実施方針に基づき事業主体が決定した予算要求方針（予算要求する、予算要求しない）を記入する。

（注 3）「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

（注 4）「補助金交付の方針」欄は、地方農政局等にあつては、欄の名称を「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 2)

農業農村整備事業等再評価結果書

都道府県名	事業名	地区名	事業主体名	項目								事業主体の 事業実施方針	事業主体の 予算要求方針	第三者 の意見	補助金 交付の方針	備考
				ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク					

(注1)「項目」欄については、ア．費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）、イ．農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会情勢の変化、ウ．事業の進捗状況、エ．関連事業の進捗状況、オ．地元（受益者、地方公共団体等）の意向、カ．事業コスト縮減等の可能性、キ．代替案の実現可能性、ク．その他に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合は－を記入する。

(注2)「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等にあつては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 3)

農業農村整備事業等事後評価地区別結果書

局		名	
都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業完了年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。） ウ 事業により整備された施設の管理状況 エ 事業実施による環境の変化 オ 社会経済情勢の変化 カ 今後の課題等			
事後評価結果			
第三者の意見			

(注 1) 「事後評価結果」欄は、項目の内容を総括して記入する。

(注 2) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。